

大阪労働局「令和7年度 最低賃金周知・支援期間」実施要綱

第1 趣旨

令和7年度の大阪府最低賃金は、現行から63円引き上げ時間額1,177円（令和7年10月16日発効）に改定予定である。

大阪府最低賃金の確実な履行確保を図るためには、積極的な広報活動等による的確な周知を図るとともに、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者への支援に積極的に取り組むことが重要である。

このため、大阪労働局（以下「局」という。）において「最低賃金周知・支援期間」を設定し、改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策についても併せて周知を行い、利活用を勧奨することとする。

第2 実施期間

令和7年9月5日（金）から同年10月15日（水）まで

第3 実施事項

1 局で実施する事項

(1) 労使団体等への協力要請

主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合に向けて改定された最低賃金額及び支援策を周知するとともに、支援策の利活用等の対応が行われるよう、協力要請を行う。

(2) 広報の実施

期間の趣旨等について、記者発表、大阪労働局ホームページ、地方公共団体の広報紙、及び使用者団体のホームページの活用等により、大阪府内で事業を営む使用者及び当該使用者に使用される労働者に対して周知・啓発を行う。

(3) リーフレットの配布

リーフレットを使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に送付し、配架を依頼する。

2 労働基準監督署で実施する事項

あらゆる機会を通じて、改定された最低賃金額及び賃金引上げに向けた環境整備に資する支援策について、特に改定の影響が大きいと考えられる業界や事業場を中心として、その周知及び利活用の勧奨に取り組む。

3 公共職業安定所で実施する事項

求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知を行う。加えて、求人者マイページのメッセージ送信又は郵送等により、改正された最低賃金額及び賃金引き上げに係る支援策についても併せて周知を行う。

第4 その他

業務改善助成金については、令和7年度も厚生労働省において、専用リーフレット等の広報媒体が作成されるとともに、コールセンターが開設されているので、その活用を図る。また、賃金引上げに関するWebページ「賃金引き上げ特設ページ」についても、賃金引上げに関する企業の取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策が掲載されており、その周知を図る。